

外国為替証拠金取引約款

第1条（本約款の趣旨）

本約款は、お客さまがGMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間で、インターネットを利用して行う店頭外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）及び本取引を行うための口座（以下「取引口座」といいます。）に関する取り決めであり、お客さまには、本取引を行うにあたり、本約款のすべての条項に同意していただくものとします。

第2条（自己責任の原則）

1. お客さまは、「店頭外国為替証拠金取引説明書」（契約締結前交付書面を兼ねています。以下「取引説明書」といいます。）、「外国為替証拠金取引約款」、「電子交付について」及びその他本取引の取引ルール等を熟読し、本取引の内容及び仕組みを理解の上、当該書面に記載されている事項をすべて承諾して、自らの判断と責任において当社と本取引を行うことを承諾するものとします。
2. お客さまは、次に掲げるリスク等について十分理解したうえで、本取引を行うものとします。
 - (1) 本取引を行うためには、お客さまは十分な資力を有し、本取引のリスクを十分に理解する必要があること
 - (2) 本取引は、元本が保証された取引ではなく、外国為替相場の変動や、スワップポイントにより差損が生じ、投資元本以上の損失を被ることがあること
 - (3) 本取引は、小額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失を被ることがあること
 - (4) 本取引において、ロスカット注文が執行されても投資元本以上の損失が生じることがあること
 - (5) 本取引は、政治・経済または金融情勢の変化、各国政府による外国為替の規制、通信障害等不測の事態により、取引が不能となったり、損失を被ることがあること
3. お客さまは、本取引を行うにあたり、本約款の他、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」及びその他の法令諸規則、外国為替市場の慣習、当社が加入している金融商品取引業協会の諸規則等を遵守するものとします。

第3条（口座開設の申込）

1. お客さまは、本取引を行うことを目的として、当社所定の取引口座開設申込フォームに必要事項を入力の上、当社所定の必要書類を提出して取引口座の開設を申込み、かつ当

社が当該申込内容を審査のうえ、これを承諾する場合にのみ、取引口座を開設できるものとします。なお、審査の結果口座開設ができない場合であっても、当社はお客さまにその理由を開示しないものとします。

2. お客さまは、取引口座を申し込むに当たり、以下の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 当社に円普通預金口座を開設していること
 - (2) F X取引口座開設申込受付基準に適合していること
 - (3) 当社との他の取引について、約款・規定等に違反する行為をしていないこと
 - (4) その他当社が定める基準を満たしていること

第4条（取引手数料）

お客さまは、取引説明書に定める手数料等諸経費を当社に対して支払うものとします。

第5条（取引レート）

1. お客さまは、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示したレートが本取引に適用されることを承諾するものとします。なお、本取引における逆指値注文の実際の約定レートは、お客さまが意図したレートと一致しないことがあります
2. 取引レートの表示は、当社またはお客さまのコンピューター、通信回線等の事情によりシステム的な制約を受けることがあります。
3. 取引レートが、システムやソフトウェア等の異常により、インターバンク市場の実勢レートから著しく乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とするものとし、その約定結果及び損益の調整等については、当社の処理に従うものとします。バグレートか否かの判断については、当社がインターバンク市場の実勢レートと取引レートの比較等を行い、総合的に勘案して決定するものとします。なお、当社のカバー取引先が当社に提示したレートをバグレートと当社に通知した場合であって、そのバグレートを当社が取引価格の算出に用い、明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。

第6条（取引証拠金）

1. お客さまは、本取引を行うに際し、取引説明書に定める必要証拠金以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとします。
2. 当社は経済情勢の変化、法令・規則の改正等に伴い必要証拠金額を変更することができるものとし、変更したときは、お客さまの未決済ポジション及び未約定の新規注文に対しても変更後の必要証拠金額が適用されるものとします。
3. お客さまは、取引開始から決済を行うまでの期間、当社の定めるお客さまの取引に係る維持すべき証拠金額の水準以上の額を常に保持しておくものとします。
4. お客さまが差し入れている証拠金の額が、当社所定の必要とする証拠金額を下回って

いる場合には、証拠金の円普通預金口座への振替、および新規の注文を行えないものとします。

5. 当社は、お客さまが差し入れた証拠金に対して、利息を付与しません。
6. 前各項に定めるほか、本取引にかかる証拠金の取扱いについては当社所定の方法に従うものとします。

第7条（入出金）

取引口座に係る入出金は、当社の円普通預金口座から振り替える方法によって行うものとします。

第8条（取引時間及び注文受付時間）

1. 本取引に係る取引時間および注文受付時間（以下「利用時間」といいます。）は、当社の取引ルールに定めるものとします。
2. 前項にかかわらず、前項に定める利用時間内であっても、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」といいます。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとします。

第9条（取引数量および金額）

本取引においてお客さまが取引できる取引数量及び取引金額は、当社の取引ルールに定める範囲内とします。

第10条（注文の受付および執行）

1. 当社は、お客さまの注文を、システムを通じて受注するものとし、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は行わないものとします。
2. お客さまからの発注は、お客さまが入力した注文内容を当社が受信し、確認した時点で注文の受付が成立したものとします。
3. 当社は、受け付けた当該注文を所定の注文照会画面等へ速やかに表示するものとします。お客さまは、お客さまの注文が受け付けられたことおよび注文内容、約定、未約定等を照会画面等にて必ず確認するものとします。

第11条（注文または申込の取消し・変更）

1. お客さまは、本取引の未約定注文に限り当社所定の注文受付時間内に取消しあるいは変更することができるものとします。
2. 当社は以下の場合にお客さまの注文を訂正または取消しができるものとします。

- (1) 取引口座の時価評価総額が、各取引に必要とされる証拠金額に満たない場合の新規取引
- (2) お客様の取引の内容が、法令、規制等に反するものであった場合
- (3) 何らかの理由で市場価格に基づかないレートにより約定した場合
- (4) 当社が使用を許可していないソフトウェア等を使用し、執行スピードや取引レートに影響を与え、利益を生成した疑いがあると当社が判断した場合
- (5) その他、取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合

第 12 条（取引の成立）

1. 成行注文においては、当社が約定処理をした時点で取引が成立するものとします。当該成行注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要するものとします。
2. 前項の成行注文の約定価格は決定処理時点における取引価格とするものとし、発注時点の価格とは異なることがあります。
3. 指値注文においては、注文価格と取引価格が対当した場合、取引が成立するものとします。
4. 当社がインターバンク市場または当社のカバー取引先が提示する最新の為替レートを参照できない場合もしくはシステム障害などにより、取引時間内であっても当社は取引価格を表示しない場合があります。その場合、お客様の取引は成立しないものとします。
5. インターバンク市場または当社のカバー取引先において約定できるレートが提示されていないときはお客様の注文を受け付けることができない場合があります。

第 13 条（取引内容の照会）

1. お客様は、本取引に係る取引注文の内容、約定内容を、本サービスを通して照会することができます。
2. 取引注文の内容、約定内容については前項の方法によりその更新の都度お客様ご自身で確認するものとします。
3. 前項の内容に疑義が生じた場合は、注文日時ないし約定日時より 48 時間以内に当社にお申出ください。48 時間以内にお申出なき場合は取引注文の内容、約定内容に異議がないものとして取扱わせていただきます。
4. 前項の申出があった場合において、調査の結果、当社にシステム障害等、取引注文の内容、約定内容に疑義が生じうる特段の事情がなかった場合にはその旨をお客様にご報告し、もってその注文内容、約定内容に疑義がなかったものと扱わせていただきます。

第 14 条（決済方法）

本取引は、2 営業日後を受渡日として異なる 2 国間の通貨を売買する取引ですが、当該売買

総代金を授受せず、反対売買（売り戻し・買い戻し）を行い、その差額の授受により決済を行うものとします。

第 15 条（ロールオーバー）

本取引においては、当社が定めるスワップポイントをお客さまに提示する限り、お客さまは前条に定める受渡日を翌日にロールオーバー（繰り延べ）することができ、反対売買により決済するまで継続してポジションを保有することができます。

第 16 条（建玉の限度）

本取引における建玉の数量は、当社が定める取引ルールの範囲内とするものとします。ただし、相場の状況やお客さまの適合性の観点から、建玉の数量を予告なく変更する場合があります。

第 17 条（決済条件の変更）

お客さまは、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社がお客さまの本取引について決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第 18 条（追加証拠金）

1. 当社は、毎営業日(営業日については別途定めるものとします。以下同じ)建玉を保有しているお客さまに対しニューヨーククローズ時点の口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客さまは当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をするものとします。
2. お客さまは前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日午後 11 時 59 分または当社が別途指定する時刻までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は取引口座への預託をもって完了するものとし、お客さまの当該口座以外の口座に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客さまご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取扱います。
3. 前項の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客さまに通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
4. お客さまは、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文及びその他口座への証拠金の振替はできないものとします。

第 19 条（強制取消し・強制決済）

1. 前条の追加証拠金の預託をお客さまが行わないときまたは当該期日までにその不足額を満たすようお客さまが未決済ポジションあるいは未約定の新規注文の一部または全部の決済・取消を行わないときは、当社は本取引にかかる取引説明書に定める方法により、お客さまの未約定の新規注文の全部または一部を強制的に取消しできるものとします。
2. 前項に定める場合において、未約定の新規注文の強制取消によっても、その不足額が満たされない場合には、当社は取引説明書に定める方法にて、お客さまの未決済ポジションの全部または一部を強制的に決済できるものとします。なお、前項に定める場合において、お客さまに未約定の新規注文がないときは、当社は本項によりお客さまの未決済ポジションの全部または一部を強制的に決済できるものとします。
3. 前2項に定める強制取消・強制決済は当社の判断により行われること、また、当該強制取消・強制決済によって生じる損失はすべてお客さまに帰属するものとします。
4. お客さまは、本条に定める強制決済により、お客さまが預託された証拠金以上の損失が発生する可能性があることを十分に認識し、理解するものとします。
5. 本条に定める強制取消・強制決済は、次条に定めるロスカットの執行を妨げるものではありません。また、ロスカットが執行されることにより、本条第1項に定める場合に該当しなくなることがあります。

第20条（ロスカットルール）

1. お客さまの未決済ポジションにおいて、持ち値（ポジションを保有した際の成立レート）と実勢レートとの差により生じる損失の合計が取引説明書に定める水準（以下、「ロスカット水準」といいます。）に達した場合、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座についてお客さまの未約定注文の全部を強制的に取消した上で、当社は、お客さまに事前に通知することなく、未決済ポジションの全部または一部を成行注文により反対売買し決済（以下「ロスカット」といいます。）できるものとし、当該決済によって生じる損失は、すべてお客さまに帰属するものとします。
2. 前項のロスカットによる反対売買は、成行注文で発注される性質上、ロスカット水準の基準となるレートで約定することを保証するものではありません。
3. ロスカットの対象の判定については、当社が一定の間隔で監視を行って判断するものとします。
4. ロスカットは、お客さまの損失がロスカット水準にとどまることを保証するものではなく、お客さまが預託された証拠金以上の損失が発生する可能性があることを十分に認識し、理解するものとします。
5. ロスカット執行の結果、残債務がある場合、お客さまは当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければならないものとします。

第 21 条（期限の利益の喪失）

1. お客さまに次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社またはお客さまからの通知・催告等がなくとも、お客さまは、当社に対する本取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

<個人のお客さまの場合>

- (1) 支払の停止、破産手続、または民事再生手続の申立があった場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) お客さまの当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が発送された場合
- (4) お客さまの当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合
- (6) 住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、当社にお客さまの所在が不明または連絡が不能となった場合
- (7) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難または不可能になった場合あるいは死亡した場合
- (8) お客さまの取引口座開設時の申込内容等または当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があった場合
- (9) お客さまが暴力団等の反社会的勢力等に属する場合、若しくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与するおそれがあると当社が判断した場合
- (10) お客さまが何らかの犯罪に加担しているおそれがあると客観的情報により当社が判断した場合

<法人のお客さまの場合>

- (11) 支払の停止、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、または特別清算開始の申立があった場合
- (12) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (13) お客さまの当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が発送された場合
- (14) お客さまの当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合
- (15) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合
- (16) 住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、当社にお客さまの所在が不明となった場合
- (17) 取引責任者の心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難若しくは不可能になった場合または取引責任者が死亡した場合において、お客さまが新しい取引

責任者を指定しない場合またはお客さまに当社の基準を満たす新しい取引責任者がいない場合

- (18) お客さまが取引責任者を変更する場合において、お客さまに当社の基準を満たす新しい取引責任者がいない場合
 - (19) お客さまが当社の定める方法によらず取引責任者を変更して取引を行った場合
 - (20) お客さまの取引口座開設時の申込内容等または当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があった場合
 - (21) お客さままたはお客さまの役職員が暴力団等の反社会的勢力に属する場合、若しくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与するおそれがあると当社が判断した場合
 - (22) お客さままたはお客さまの役職員が何らかの犯罪に加担しているおそれがあると客観的情報により当社が判断した場合
2. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客さまは、当社の請求によって当社に対する取引に係るお客さまの債務の期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。
- (1) お客さまの当社に対する取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合
 - (2) お客さまの当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く）について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む）の申立があった場合
 - (3) お客さまが外国為替市場の正常な取引慣行に反する行為を行ったと当社が判断した場合
 - (4) お客さまが本約款、その他当社が定める一切の取引約款・規定・規約のいずれかに違反した場合
 - (5) 前項 1 号から 5 号及び前項 11 号から 15 号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

第 22 条（期限の利益を喪失した場合等における本取引の反対売買）

1. お客さまが前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客さまへの事前通知やお客さまの承諾を必要とすることなく、お客さまが行っているすべての取引につき、この未約定注文の取消及び未決済ポジションの決済をすることができるものとします。
2. お客さまが前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち、取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客さまへの事前通知やお客さまの承諾を必要とすることなく、当該遅延に係る取引の未約定注文の取消及び未決済ポジションの全

部または一部を決済することができるものとします。

3. お客様が前条第2項の各号のいずれか（前項の場合を除く）に該当し、当社からの請求があったときは、当社の指定する日時までに、お客様は、当社を通じて行っているすべての取引の未約定注文の取消及び未決済ポジションを決済するために必要な反対売買等を行うものとします。
4. 前項の日時までにお客様が必要な反対売買等を行わない場合には、当社が任意に、お客様の計算において未約定注文の取消及び未決済ポジションの決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。
5. 前各項の決済等を行ったことにより生じた損失及び逸失利益について、当社は一切その責任を負わないものとし、当該決済の結果、超過損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第23条（相殺）

1. お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第21条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金その他の払い戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
3. 前2項により相殺を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとします。また、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円建てに換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとします。
4. 前各項により相殺を行った結果、お客様に返還すべき証拠金がある場合は、当社は、取引口座または当社において開設している円普通預金口座にお振込みいたします。

第24条（遅延損害金）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より支払を完了した日（当該日を含む）まで、年14.6%の割合（1年を365日として計算）による遅延損害金を支払うものとします。

第25条（弁済における充当の指定）

債務の弁済または第23条に定める相殺を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるの

に足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当するものとします。

第 26 条（本取引の停止・解約）

1. 次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、本約款及び本約款に基づく各契約を解約できるものとします。但し、解約時においてお客さまが当社と行う本取引の未決済ポジションが残存する場合、又はお客さまの当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。
 - (1) お客さまが当社所定の手続きにより解約の申出をしたとき
 - (2) お客さまに第 21 条各項各号のいずれかの事由が発生したとき
 - (3) お客さまが本約款、その他法令等に違反していると当社が判断したとき
 - (4) 第 34 条に定める本約款の変更にお客さまが同意しないとき
 - (5) お客さまが、「電子交付について」に規定する内容に違反していると当社が判断したとき
 - (6) お客さまが短時間での注文を繰り返し行い、他のお客さまの取引、カバー取引、あるいは当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき
 - (7) 相当期間にわたって、お客さまの取引口座に証拠金残高がない場合
 - (8) 相当期間にわたって、お客さまの取引がなく、かつ、お客さまの取引口座の証拠金残高が一定金額に満たない場合
 - (9) お客さまが、取引と直接関係がない入出金を繰り返し行ったと当社が判断したとき
 - (10) お客さまの取引について本人以外が行っていると当社が判断したとき
 - (11) なりすまし取引や名義貸しが疑われる場合など、お客さまが当社の運営方針に外れた態様で本取引およびサービスを利用していると当社が判断したとき
 - (12) 当社が推奨する手段・手法以外のものを利用し、または当該手段・手法に改変等を行い、それらを用いて本取引を行っているとき
 - (13) 当社が推奨する手段・手法を操作するために、当社が推奨するソフトウェア以外のソフトウェア等を用いて本取引を行っているとき
 - (14) 当社が事前にお客さまに通知した上で禁止するシステム等の利用または取引対応で取引を行っているとき
 - (15) 前各号のほか、当社の判断するやむを得ない事由により、当社がお客さまに対し解約の申出をしたとき
2. 当社は、本条により解約された場合においてお客さまに生じた損失及び損害については、当社に故意または重過失がない限り一切その責任を負わないものとします。
3. 第 1 項の規定にしたがい本取引にかかる契約が解約された場合、当社は、お客さまの未決済ポジションがあれば、すべての未決済ポジションを、お客さまの計算において、当社が任意に反対売買して本取引を終了させることができます。

第 27 条（解約時の清算）

1. 前条の規定にしたがい本取引に係る契約が解約された場合、当社はお客さまより預託されている証拠金を当社所定の方法で返還するものとします。
2. 前項に関わらず、お客さまが当社に対して債務を負っている場合は、お客さまは当該債務を解消するために必要な金額を、直ちに当社に支払うものとします。また、当社は当該債務が解消されるまで、預託された証拠金をお客さまに返還しないことがあります。
3. 本取引に係る契約が解約された場合において、お客さまに未決済の建玉がある場合には、すべての建玉を、お客さまの計算において、当社が任意に反対売買したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものとしたします。
4. 前項の金銭の返還については、お客さまが当社に開設している円普通預金口座、または当該円普通預金口座がない場合はお客さまが指定する金融機関口座への振込みにより行います。ただし、この方法がとれない場合には、当社の判断により現金書留、供託等の方法により返還するものとしたします。

第 28 条（債権譲渡等の禁止）

お客さまが当社に対して有する債権は、これを第三者に譲渡、担保権の設定、その他処分することができないものとします。

第 29 条（報告書等の提供）

1. 当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客さまに係る本取引の内容その他を当社が日本国政府機関等に報告することに対し、お客さまは異議を唱えないものとします。また、この場合、お客さまは、当社の依頼に応じて、当該報告書、その他の書類の作成に協力するものとします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生したお客さまの一切の損失及び損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第 30 条（取引責任者）

1. 法人のお客さまの場合、取引は、お客さまより代理権を付与された 1 名の取引責任者が行うものとします。
2. 取引責任者が取引のために行った行為のすべての責任はお客さまに帰属するものとします。
3. お客さまは取引責任者を変更する場合には、当社の定める方法により変更手続を行うものとします。
4. 本約款に規定される事項は、お客さまのみに該当すると当社が判断する事項を除き、取引責任者にも適用されるものとし、取引責任者はお客さまと共に当該適用事項を遵守

するものとします。

第 31 条（免責事項）

次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害について、当社は、一切その責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失及び損害
- (2) 法令・規則等の変更または外国為替市場の閉鎖等の事由により、お客さまの本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失及び損害
- (3) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損失及び損害
- (4) お客さま、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピューターシステム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動により生じた損失及び損害、または第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失及び損害
- (5) お客さま ID 及びパスワードの誤入力、忘却等、お客さまご自身の責任により本取引に係る注文が出せなかったことにより生じた損失及び損害
- (6) お客さまの故意または過失、その他当社の責めに帰すことができない事由により、お客さまのお客さま ID 及びパスワードがお客さま以外の第三者により入力その他の方法で使用されて行われた本取引により生じた損失及び損害
- (7) 当社所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、預託した有価証券等の返還その他の処理が行われたことにより生じた損失及び損害
- (8) 上記各号の事由によりお客さまの注文あるいはロスカット、強制決済が執行されなかったことにより生じた損失及び損害
- (9) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失及び損害

第 32 条（サービス内容の変更）

当社は、お客さまに事前に通知することなく、本取引におけるサービスの内容を変更できるものとします。

第 33 条（準則）

本約款に定めのない事項については、当社の定める他の規定または取引ルールなどにより取扱います。

第 34 条（本約款の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本約款の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第 35 条（準拠法および合意管轄）

本約款に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)